

# 平成30年度 館林市障がい者総合支援センター事業計画

## I 基本方針

- 1 障がいをもつ子どもから大人まで、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活ができるよう、利用者一人ひとりの心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切なサービスの提供を目指す。
- 2 地域社会との交流を積極的に図り、障がい者福祉の理解と啓発に努めるとともに、誰もが気軽にいつでも相談できる障がい児者の地域生活の拠点を目指す。
- 3 市行政、医療、教育等関係機関との連携を図り、東毛地域の福祉ネットワーク構築に寄与する。
- 4 法人内研修指導センターを活用し必要な専門知識の習得に努めるとともに、各種サービスに求められる技術の向上を目指し外部研修も積極的に活用するなど、常に職員の自己研鑽、自己啓発を図っていく。
- 5 衛生環境の保全を図り清潔な施設維持に努めるほか、省エネルギーへの取り組み等を通して環境に配慮した運営を行っていくとともに、火災、自然災害を想定した訓練を定期的実施するなど危機管理への体制を整える。

## II 実施事業

館林市からセンターの管理運営を委任された指定管理者として、社会福祉法第2条第3項で定義する第二種社会福祉事業について、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域活動支援センター事業を実施するほか、社会福祉法第26条に定める公益事業として在宅重度心身障害者等デイサービス事業を行う。

また、希望する利用者に対し、給食サービスとして昼食の提供を行う。

## III 事業内容

### 1 在宅重度心身障がい者等デイサービス事業

法に基づく障害福祉サービス事業所等への通所が困難な者に対し、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障がい者等の地域生活を援助するとともに、その介護を行う家族の負担軽減を図る。

- ① 週2回の入浴サービスを提供することで家族の介護負担を軽減する。
- ② 連絡帳の有効活用や交流会（保護者会）等を通じて、家族との連携を図る。
- ③ 音楽療法やミニ縁日への参加など、センター内他事業との交流を深める。
- ④ 映画館や美術館、季節ごとの七福神巡りや桃祭り、菊花展などへの外出支援により、室内ではできない様々な体験活動を行う。

### 《重点項目》

- 日中活動に作業療法を導入し、個々の動きで楽しめるレクリエーションや個々に合ったポジショニング、リラクゼーションを行う。また、日常生活動作の向上につなげられるよう、作業療法士の指導等により職員の技術向上に努める。
- 入院等で利用者の状態が変わる場合には、適宜モニタリングを実施して適切な支援内容に変更するなど、利用者一人ひとりのニーズに沿ったサービスを提供する。

### 2 地域活動支援センター事業

地域社会における障がい者の生活が充実できるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る。

- ① 創作的活動では、習字・絵画・陶芸・染色など外部講師による講座を積極的に取り入れる。
- ② 生産活動では、企業からの請負作業を行う。また、自主製品については内容の見直しを行い、利用者がより製作に関われるものを取り入れていく。

- ③ 地域の方が利用できるカフェを運営し、利用者が接客に携わることにより、地域社会との交流を進めるとともに、工賃収入の増加を図る。
- ④ 親子日帰り旅行や食事会、映画館を利用しての映画鑑賞のほか、初詣などの季節的行事を行い社会体験や文化体験を積む。
- ⑤ 「あいあいレクリエーション」、「ふれあいスポーツ大会」などに参加することで、他の地域活動支援センターや外部との交流を図る。

#### 《重点項目》

- 利用者の状態変化や保護者の意向等を反映した個別支援計画の作成に努め、利用者個々のニーズに応じたより適切な支援を行う。
- 地域社会との関わりが持てる新たな活動の機会を作っていく。

### 3 児童発達支援事業

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

- ① 集団活動では、児童同士の交流を深めながら基本的なルール等を身につける支援を行うほか、特に小集団での活動では絵カード使用（視覚）や読み聞かせ（聴覚）により動物の名前等（情報）を捉えられるようにするとともに、リズムやサーキット（身体全体の曲げ伸ばし）により体幹機能の向上を図り、絵の具やスタンプ（手、指先を使う練習）等により手、指先の機能を高め、さらに粘土や新聞紙等の遊びの中から創造力、感覚を鍛える。
- ② 個別活動では、それぞれの個別支援計画を踏まえ、個々のニーズに応じた支援を1対1で実施する。
- ③ 外部講師による音楽療法、リズム体操、絵画教室や軽スポーツ等を取り入れるなど、多様な支援により発育を促す。
- ④ 保育園との交流保育による子ども同士の関わりを通し、地域生活の広がりを目指す。
- ⑤ 施設周辺や公園等での散歩により季節を感じ（外部環境の適切な認知）たり、児童館等公共施設の利用等を通して集団に参加するルール等を理解できるようにするため、外出支援を行う。

#### 《重点項目》

- 新たに制定された「児童発達支援ガイドライン」の障害児支援の基本理念等も踏まえ、子ども本人にも良い影響を与えることが期待できる、家族支援にも力を注いでいく。
- 児童の状況等に応じた幼稚園等との併用や完全移行等を円滑に進めていくため、近隣の幼稚園、保育園等との密接な連携を図っていく。

### 4 放課後等デイサービス事業

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などを行う。

- ① 個別活動では、一人ひとりの障害特性を把握し、個々のニーズに応じた適切な支援を1対1で実施する。
- ② 集団活動では、活動内容に応じて少人数制を取り入れることにより支援効果を高め、外部講師による陶芸、工作教室、調理等の体験を通して協調性を高められるよう支援する。
- ③ 声かけ、ジェスチャー、視覚カード等を使用して言葉や表現力を養い、コミュニケーション能力を高める。

#### 《重点項目》

- 学校や併用している事業所との連携を密にし、利用する児童の状態や支援の方法、留意点等の情報共有を図り、一貫した支援内容を確保するとともに家族支援にも繋げていく。
- 学校長期休業時を利用し、外出訓練等を積極的に取り入れ多様な支援内容を構築し、社会生活の中で必要なマナー、ルールが身につくように支援する。

## 5 障害に関する相談支援事業

障がい者や家族からの障害福祉に関する相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等を適切に利用するための計画を作成する。

- ① 障がい者の福祉に関する様々な問題について、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行う。
- ② 障がいを持つ方がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、計画相談支援、障害児相談支援や地域相談支援を行う。
- ③ 障がい者等の困りごとに対応する基本的な相談を行うことで、地域福祉の発展に努める。

### 《重点項目》

- 障がい者（児）本人はもちろん、家族（キーパーソン）支援にも重点をおいたレスパイトケア（休息・リフレッシュ等）を推進し、利用者本人、家族を含めた総合的な支援を行う。
- 市内外の各事業所や高等特別支援学校、利用者の家庭等を積極的に訪問することで、「顔の見える支援」を行う。

## 6 給食サービス

食材の安全確保、厨房内外の衛生管理を徹底する中で、希望する利用者へ食事の提供を行う。

- ① いろいろな季節の食材を使い、四季を感じられる献立づくりに努める。
- ② 各事業との連絡を密にして、一人ひとりの年齢、状態にあった食事サービスを心掛ける。
- ③ 食物アレルギーの対応として、個別に十分な聞き取り調査を行い除去食のみ提供する。